

電子納品（デジタル写真管理）試行基準

1. 適用

本要領は、公共工事における適正な管理及び施工を証明する工事写真の電子媒体による記録・保存について、適正な運用を図るため、その標準仕様を定めたものである。

2. データの作成

データの作成については、以下の方法により選択する。

- (1) 「デジタル写真管理情報基準（案）」に対応したソフトにより作成する。
- (2) 「5. フォルダ構成」のルールに基づき作成する。

※ (1) 「デジタル写真管理情報基準（案）」に対応したソフトにより作成する場合は、ビューアソフトを添付する。

○ここでいうビューアソフトとは、パソコン本体にインストールすることなく起動できるソフトをいう。

3. ファイル規則

- (1) デジタルカメラの画像ファイル形式はJPEGとし、参考図ファイルはTIFFとする。
- (2) デジタルカメラからPCに取り込んだ画像データは画像を一切編集しないこと。（撮影時のexifデータが読み取れなければならない。）
- (3) 「D 施工状況」フォルダに「添付する画像ファイル名は頭に工種名をつける。（例：土工 0001.jpg）なお、参考図ファイル名は画像ファイルと関連させるため画像ファイル名と同じ名前と番号をつける。（例：土工 0001.tif）

4. 撮影条件

- (1) デジタルカメラは、日本メーカー製の国内仕様のものを使用する。
- (2) 使用するデジタルカメラの日付け等は正しく設定しておく。
- (3) 有効画素数は300万画素以内（推奨210万画素）の設定とし、かつ、黒板の文字や被写体の内容が判読できるよう撮影すること。

5. フォルダ構成

「デジタル写真管理情報基準（案）」のとおりとする。

※ (1) 参考図については、協議によりその他のファイル形式としても構わないが、加工のできないファイル形式とすること。（JPEG、PDF等）

(2) 画像データが編集されていないか確認すること。

6. 納品

- (1) 納品媒体はCD-R等とする。
- (2) CD-R等は、納品前にウイルスチェックを行うこと。
- (3) 「デジタル写真管理情報基準（案）」に対応したソフトで作成した場合は、ビューアソフトを添付すること。

7. CD-R等の表示について

CD-R等には、「契約番号」、「CORINS登録番号」、「工事件名」、「作成年月」、「発注者名」、「受注者名」、「何枚目／全体枚数」、「ウィルスチェックに関する情報」等を明記すること。

CD-R等を収納するケースの背表紙には、「工事名称」、「作成年月」を横書き明記すること。

- ※（１）CD-R等に明記する要件を満たしていないものは、受領しないこと。
- （２）ウィルスチェックに関する情報については、各自パソコンでチェックすることはもちろん、口頭でも受注者に確認すること。

8. その他

本要領内容に記載されていない事項は関東員と協議のうえ決定し、施工計画書の写真管理計画を明記すること。